

東北文化学園大学
特別な配慮を必要とする学生の修学支援に関する指針（ガイドライン）

「平成30年5月2日」
「学 長 制 定」

本指針（ガイドライン）は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に定める「合理的配慮」及び「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」（令和6年4月1日施行）に基づき、東北文化学園大学（以下「本学」という。）における特別な配慮を必要とする学生に関わる修学支援の指針について定める。

1. 基本原則

- (1) 本学は、在籍する特別な配慮を必要とする学生が他の学生と等しい条件のもとで、学生生活を送れるよう修学支援を行う。
- (2) 学長は、本指針（ガイドライン）に定める目的を達成し、効果的な支援を遂行するため必要な規程の整備、予算措置を講ずるよう努める。
- (3) 修学支援は、本学におけるこれまでの取組みをもとに行う。
- (4) 特別な配慮を必要とする学生に対する修学支援は、原則として本人からの支援要請に基づき行う。
- (5) 具体的な修学支援内容は、大学（学部学科専攻、特別支援室等）と、原則として本人が十分な合意形成・共通理解を図ったうえで決定し、大学から提供する。

2. 修学支援内容について

- (1) 前掲の基本原則のもとに、特別な支援を必要とする学生の一人ひとりの修学支援の要望に基づき、大学の関係部署が緊密に連携、協力して個別対応を行う。
- (2) 個別対応の具体例は、別途、定める。

3. 本指針（ガイドライン）に関する業務は、健康管理センター特別支援室が行う。

4. 本指針（ガイドライン）の改廃は、大学運営会議の議を経て、学長が行う。

附 則

この指針（ガイドライン）は、平成30年5月2日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この指針（ガイドライン）は、2024年4月1日から施行する。